

平成 2 7 年度
武雄市一般廃棄物処理実施計画

平成 2 7 年 4 月
武 雄 市

【ごみ処理実施計画】

1. 一般廃棄物処理基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第6条第1項の規定に基づき処理計画を次のとおり定める。

本計画は上位計画である武雄市循環型社会計画を受け、区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保することを目的とする。

2. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

武雄市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間。

(3) 一般廃棄物(ごみ)の区分及びの排出量【市で処分できるもの】

| 区 分 | 内 容 | 排出見込量 |
|----------------|---|----------|
| 可燃ごみ | ・一般家庭から排出される生ごみ、木くず、再生不可能な廃プラスチック及び紙くず並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの | 10,888 t |
| 不燃ごみ | ・一般家庭から排出される陶磁器、ガラス製品及び小型家電製品並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの | 559 t |
| 粗大ごみ | ・一般家庭及び事業所から排出される一般廃棄物で市が指定する指定袋に入らない大きさ若しくは重量の大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの | 661 t |
| 容器包装 プラスチック | ・一般家庭から排出される廃プラスチックのうち、容器包装リサイクル協会ルートで再資源化することが可能なもの | 174 t |
| 缶・びん・ペットボトル | ・一般家庭から排出される缶類・びん・ペットボトルのうち再資源化することが可能なもの。 | 556 t |
| 古紙・古布 | ・一般家庭から排出される紙、布類のうち再資源化することが可能なもの | 764 t |
| 有害ごみ | ・一般家庭から排出される廃蛍光管、廃乾電池 | 14 t |
| 動物の死体 | ・犬、猫及びこれらに類する小動物の死体のうち、道路等に遺棄された飼い主等が不明なもの。 | 650 体 |

(4) 一般廃棄物の区分【市で収集できないもの】

処理困難物は、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらう。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。特別管理一般廃棄物については、品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

また、排出禁止物については、特定家庭用機器再商品化法やメーカー等で指定された再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

| | 品 目 | 排 出 方 法 |
|------------------------|---|---|
| 個別リサイクル法に基づき回収されるべき廃棄物 | 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機） | 家電リサイクル法に基づき、小売業者等に引き取りを依頼する。 |
| | パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶型ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン） | パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合には「一般財団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。 |
| | 自動二輪車（原動機付き自転車を含む。） | 国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引き取りを依頼する。 |
| 杵藤クリーンセンターで処理が困難な廃棄物 | プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。） | プロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引き取りを依頼する。 |
| | 消火器 | 消火器メーカーの自主的取り組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、メーカー又は取扱店に回収を依頼する。 |
| | ガソリン、灯油、オイル、農薬、薬品等 | 購入した販売店に引き取りを依頼する。 |
| | タイヤ（自動四輪車、自動二輪車用） | ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店等に処理を依頼するか、購入した販売店に引き取りを依頼する。 |
| | ピアノ、耐火金庫、コンクリート殻等 | メーカー又は取扱店等に引き取りを依頼する。 |
| その他 | 引越し等により一時的多量に発生する廃棄物 | 排出物が一般廃棄物である場合、市が指定する容器等に分別して容れ、臨時収集（許可業者による収集）を利用する。 |
| | その他一般廃棄物の収集運搬・処理に支障をきたすもの | 専門の業者に相談するか、販売店に引き取りを依頼するなど適正に処理するものとする。 |

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭ごみ

| 種 類 | 収集運搬 | 中間処理 | | 最終処分 | |
|----------|----------|---------|------|---------|------|
| | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 可燃ごみ | 市（委託） | 杵藤広域圏組合 | 焼却 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 不燃ごみ | 市（委託） | 杵藤広域圏組合 | 破碎 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 粗大ごみ | 市（委託）・許可 | 杵藤広域圏組合 | 破碎 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 缶、びん、ペット | 市（委託） | 市（直営） | 資源化 | | |
| 廃プラスチック | 市（委託） | 市（委託） | 資源化 | | |
| 古紙・古布 | 市（委託） | 市（委託） | 資源化 | | |
| 有害ごみ | 市（直営・委託） | 市（委託） | 資源化 | | |

(2) 事業ごみ

| 種 類 | 収集運搬 | 中間処理 | | 最終処分 | |
|-------|----------|-------------|------|---------|------|
| | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 可燃ごみ | 市（委託）・許可 | 杵藤広域圏組合 | 焼却 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 不燃ごみ | 市（委託）・許可 | 杵藤広域圏組合 | 破碎 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 粗大ごみ | 市（委託）・許可 | 杵藤広域圏組合 | 破碎 | 杵藤広域圏組合 | 埋立 |
| 古紙・古布 | 市（委託）・許可 | 市（委託）・許可 | 資源化 | | |
| 資源ごみ | 市（委託）・許可 | 市（直営・委託）・許可 | 資源化 | | |

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自らが処理できず、且つ集積所に排出することが困難な量（概ね 200 kg/月以上）の廃棄物を日常的（継続反復的）に排出する事業者は、市と特別収集契約を締結し、市（広域処理）施設で処理を行うことができる。

(3) 小動物の死体

| 種類 | 収集・運搬 | 中間処理 | 最終処分 |
|------------------------------|-------|---------|---------|
| 道路等に遺棄された飼い主等が不明の犬・猫等の小動物の死体 | 市（委託） | 杵藤広域圏組合 | 杵藤広域圏組合 |

4. 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- ・市内の小学生・婦人会等を対象にリサイクルバスツアーを開催し、循環型社会形成を目指す。
- ・資源ごみの分別収集の徹底を図る。
- ・マイバッグの利用を推進し、レジ袋の削減を図る。
- ・生ごみ処理器等の購入者に対して購入費用の一部助成を行い、生ごみの減量化を推進する。
- ・出前講座などを充実し、ごみ減量・3R推進の普及啓発を行なう。
- ・事業系一般廃棄物の減量化を推進し、特に市と特別収集契約を締結している事業者に対し減量計画の遂行を指導する。

イ 再資源化の方法及び量

①再資源化方法

| 品目（資源物） | 中間処理施設 | 処理方法 |
|---------|-----------------|-------------|
| かん類 | 武雄市リサイクルセンター | 手選別・磁力選別・圧縮 |
| 無色びん | 武雄市リサイクルセンター | 手選別 |
| 茶色びん | 武雄市リサイクルセンター | 手選別 |
| その他色びん | 武雄市リサイクルセンター | 手選別 |
| ペットボトル | 武雄市リサイクルセンター | 手選別・圧縮バール化 |
| プラスチック | 西日本広域リサイクルプラザ | 手選別・圧縮バール化 |
| 古紙類 | 四ヶ月ごとに入札により業者決定 | 圧縮・梱包 |
| 古布類 | 四ヶ月ごとに入札により業者決定 | 圧縮・梱包 |

②引き渡し事業所及び量

| 品目（資源物） | 引き渡し事業所 | 引き渡し量 |
|---------|---|----------------------|
| かん類 | 10t集積ごとに入札により業者決定 | 84t |
| 無色びん | 大和株式会社 古賀ガラスびんリサイクルセンター | 120t |
| 茶色びん | 大和株式会社 古賀ガラスびんリサイクルセンター | 172t |
| その他色びん | 有価物回収協業組合石坂グループ 本社工場 | 62t |
| ペットボトル | (上期) 株式会社 イワフチ 本社工場 (下期) 容器リサイクル協会により8月頃業者決定 | 上期：64.9t 下期：53.1t |
| プラスチック | 株式会社 エコポート九州 本社工場 | 174t |
| 古紙類 | 四ヶ月ごとに入札により業者決定 | 674t |
| 古布類 | 四ヶ月ごとに入札により業者決定 | 90t |

- ・ 缶類、びん、ペットボトルを適正に分別収集し、武雄市リサイクルセンターで中間処理を行い、指定法人等に引き渡し再資源化を図る。
- ・ ペットボトルを除くプラスチック容器包装物と可燃ごみを分ける分別収集制度を励行し、再資源化を図る。
- ・ 家庭系の古紙類等の回収を推進するため、資源ごみ回収団体への助成を行う。
- ・ 事業系一般廃棄物の紙くずでシュレッダー処理が必要な機密文書等は処分許可業者を紹介し、再資源化を図る。
- ・ 剪定枝や木材については、可燃ごみとして排出することができるが、大きさや量によっては処分許可業者を紹介し、再資源化を図る。

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

武雄市全域とする。

イ 収集回数及び量

① 家庭系ごみの収集・運搬

| | 分別 | 回収容器 | 回収方法 | 収集回数 | 備考 | | |
|------|---------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| ごみ | 可燃ごみ | 家庭用指定 ごみ袋 (有料) | 集積所回収 | 週1・2回 | | | |
| | 不燃ごみ | | | 週1回、月2・4回 | | | |
| 資源物 | かん類 | 指定ごみ袋 (有料) | | 週1回、月2・4回 | | | |
| | ビン類 | | | 週1回、月2・4回 | | | |
| | ペットボトル | | | 週1回、月2・4回 | | | |
| | プラスチック | | | 週1・2回 | | | |
| | 古紙類 | 指定なし | | 集団回収 (集積所回収) | | 【旧武雄】2ヶ月に1回 【山内】2ヶ月に1回 【北方】月2回 | 北方町のみ集積所回収 |
| | 古布類 | | | | | | |
| | 発泡スチロール | 指定なし | | 集団回収 | | 【旧武雄】2ヶ月に1回 | 旧武雄市地区のみ実施 |
| 有害ごみ | 廃蛍光管 | 指定なし | | 拠点回収 | | 随時 | 市役所・支所・各町公民館 による拠点回収 |
| | 使用済み乾電池 | | 市内各地による拠点回収 | | | | |
| ごみ | 粗大ごみ | 指定ステッカー (有料) | 集積所回収 (臨時収集) | 月1・2・4・8回 | 旧武雄市地区は、大きさ制限を設けており、適合しない場合は、臨時収集 | | |

②事業系ごみの収集・運搬

| | 分 別 | 回収容器 | 回収方法 | 収集回数 | 備 考 |
|-----|--------|-------------------|-----------------|---------------------------------|---------------------------|
| ごみ | 可燃ごみ | 事業所用指定 ごみ袋（有料） | | | |
| | 不燃ごみ | | | | |
| 資源物 | かん類 | 指定ごみ袋 （有料） | 集積所回収 特別収集 | 家庭系ごみに同じ 特別収集は契約に応 じ週1～5回 | 業種により産業廃棄物に該 当するものは除く。 |
| | ビン類 | | | | |
| | ペットボトル | | | | |
| | 古紙類 | 指定なし | 集団回収 （集積所回収） | 家庭系ごみに同じ | |
| | 古布類 | | | | |
| ごみ | 粗大ごみ | 指定ステッカー （有料） | 臨時収集 | 随時 | |

③収集運搬する廃棄物量

| | 分 別 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ |
|------|---------|---------|---------|
| ごみ | 可燃ごみ | 8,057 t | 2,831 t |
| | 不燃ごみ | 503 t | 56 t |
| 資源物 | かん類 | 84 t | — |
| | ビン類 | 354 t | — |
| | ペットボトル | 118 t | — |
| | プラスチック | 174 t | — |
| | 古紙類 | 674 t | — |
| | 古布類 | 90 t | — |
| 有害ごみ | 廃蛍光管 | 4 t | — |
| | 使用済み乾電池 | 10 t | — |
| ごみ | 粗大ごみ | 595 t | 66 t |

ウ 一般廃棄物処理業の新規許可について

市内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分については、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものである。現状では、新規の許可を与えることは、業者間の更なる過当競争を招き、廃棄物の不適切な搬入（分別の不徹底等）を引き起こす等、本計画に定める処理に支障をきたす可能性が高い。よって、原則として新規の許可は認めない。

ただし、排出量の著しい変化により現在の処理体制の維持が困難となった場合や新規の許可を与えることにより、ごみの減量、資源化が促進されるなど市にとって有益と判断される場合など特殊な事情が認められる場合はこの限りではない。

【一般廃棄物収集運搬委託業者一覧】

| | 業者名 | 所在地 | 地域の限定 | 品目の限定 |
|---|----------|-------------------|-------|-------|
| 1 | (有)武雄清掃 | 武雄町大字富岡 10062 | 旧武雄市 | なし |
| 2 | (有)山内清掃 | 山内町大字三間坂甲 14019-4 | 山内町 | なし |
| 3 | (株)北方清掃社 | 北方町大字大崎 4087 | 北方町 | なし |

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

| | 業者名 | 所在地 | 地域の限定 | 品目の限定 |
|---|-----------|--------------------|-------|--------------------------------|
| 1 | (有)武雄清掃 | 武雄町大字富岡 10062 | なし | なし |
| 2 | 藤瀬商店 | 武雄町大字富岡 8477 | 旧武雄市 | なし |
| 3 | (有)山内清掃 | 山内町大字三間坂甲 14019-4 | 山内町 | なし |
| 4 | (株)北方清掃社 | 北方町大字志久 4087 | 北方町 | なし |
| 5 | (有)常田商店 | 北方町大字大崎 4912 | 北方町 | 資源化古布の処理残渣 |
| 6 | (株)三協環境開発 | 北方町大字志久 815-1 | なし | 一般廃棄物のうち、紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック |
| 7 | (株)イワフチ | 杵島郡江北町大字下小田 3305-1 | なし | 事業系一般廃棄物事業系（紙くず） |
| 8 | (株)本山建設 | 朝日町大字中野 11403-3 | なし | 一般廃棄物のうち家屋解体時に残された廃棄物 |
| 9 | (有)信成開発 | 武雄町大字武雄 3410 | なし | 事業系一般廃棄物全般及び再資源化可能な家庭系一般廃棄物 |

【一般廃棄物処分許可業者一覧】

| | 業者名 | 所在地 | 地域の限定 | 品目の限定 |
|---|-----------|--------------------|-------|---------------------------------|
| 1 | (株)三協環境開発 | 北方町大字志久 815-1 | なし | 一般廃棄物のうち、紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック |
| 2 | (株)イワフチ | 杵島郡江北町大字下小田 3305-1 | なし | 事業系一般廃棄物の紙くずで、シュレッダー処理が必要な機密文書等 |

【一般廃棄物処分許可業者処理方法】

| | 業者 | 処理施設所在地 | 品目の限定 | 処理方法 |
|---|-----------|---------------------|---------------------------------|--|
| 1 | (株)三協環境開発 | 北方町大字志久 1466-2、1469 | 一般廃棄物のち、紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック | 破碎（紙くず、廃プラスチック）圧縮（紙くず、繊維くず、廃プラスチック、金属くず） |
| 2 | (株)イワフチ | 北方町大字大崎 5145 | 事業系一般廃棄物の紙くずで、シュレッダー処理が必要な機密文書等 | 破碎 |

（３） 中間処理計画【処理施設の概要及び処理量】

○杵藤クリーンセンター

| 区分 | 処理量 | 所在地 | 武雄市朝日町大字中野 | |
|------|----------|----------|------------|-------------------|
| 可燃ごみ | 10,888 t | 焼却施設 | 処理能力 | 138 t/日 |
| | | | 炉の形式 | 准連続燃焼式焼却炉 |
| 不燃ごみ | 559 t | 粗大ごみ処理施設 | 処理能力 | 44 t/日（併用施設） |
| 粗大ごみ | 661 t | | 処理方法 | 破碎、選別（可燃物、鉄分、埋立物） |

○武雄市リサイクルセンター

| 区分 | 処理量 | 所在地 | 武雄市山内町大字犬走 |
|----------|-------|----------|------------|
| 缶・びん・ペット | 556 t | 選別、圧縮、梱包 | 2.9 t/日 |

(4) 最終処分計画【処理量及び施設概要】

残渣（埋立処分）

| | |
|------|---------|
| 焼却残渣 | 1,081 t |
| 破碎残渣 | 283 t |

中間処理により発生する焼却灰は、杵藤クリーンセンター内の最終処分場に埋め立てる。

破碎残渣は、不燃ごみとして破碎・分類し、鉄分は有価物として売り払い、残渣は杵藤クリーンセンター内の最終処分場に埋め立てる。

○杵藤クリーンセンター

| | |
|------|------------------------|
| 所在地 | 武雄市朝日町大字中野 |
| 埋立面積 | 23,300 m ² |
| 埋立容量 | 188,000 m ³ |
| 残余容量 | 42,200 m ³ |

【生活排水処理実施計画】

1. 基本事項

(1) 計画区域

武雄市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間。

(3) 生活排水処理形態別推計人口

| | 平成27年度 |
|-----------------------------|--------|
| 1. 計画処理区域内人口 | 49,299 |
| (1) 水洗化・生活雑排水処理人口 | 26,585 |
| I. 合併処理浄化槽 | 17,850 |
| II. 公共下水道 | 733 |
| III. 農業集落排水施設 | 8,002 |
| (2) 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽) | 3,600 |
| (3) 非水洗化人口 | 19,114 |
| 2. 計画処理区域外人口 | 0 |

(4) し尿・浄化槽汚泥等の処理主体

| 種類 | 収集運搬 | 中間処理(処理主体) |
|----------|------|-------------------------------|
| し尿 | 許可業者 | 市(武雄市衛生処理センター) 杵東地区衛生処理場組合 |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 市(武雄市衛生処理センター) 杵東地区衛生処理場組合 |
| 農業集落排水汚泥 | 委託業者 | 市(武雄市衛生処理センター) 杵東地区衛生処理場組合 |

2. 生活排水処理計画

(単位:人)

| 処理の方法 | 処理区域 | 処理人口 |
|----------|---------------------|--------|
| 合併浄化槽 | 市内全域 | 17,850 |
| 公共下水道 | 武雄町の一部 | 733 |
| 農業集落排水施設 | 山内町、若木町・西川登町・北方町の一部 | 8,002 |

3. し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(k1/年)

| し尿 | 浄化槽汚泥(農集汚泥を含む) | 発生量及び処理量 |
|--------|----------------|----------|
| 25,718 | 21,645 | 47,363 |

イ 収集区域の範囲

| | |
|----------|------|
| し尿・浄化槽汚泥 | 市内全域 |
|----------|------|

ウ 収集回数及び収集方法

| 種類 | 収集回数 | 収集方法 |
|-------|---------|----------|
| し尿 | 概ね月 1 回 | 各戸収集（許可） |
| 浄化槽汚泥 | 年 1 回以上 | 各戸収集（許可） |

【収集運搬許可業者一覧】

| | 業者名 | 所在地 | 廃棄物の種類 |
|---|---------------|-----------------------|----------|
| 1 | 有限会社 武雄衛生 | 武雄市武雄町大字永島 15664 番地 | し尿・浄化槽汚泥 |
| 2 | 有限会社 武雄ひまわり環境 | 武雄市武雄町大字富岡 10372 番地 8 | し尿・浄化槽汚泥 |
| 3 | 有限会社 山内環境整備 | 武雄市山内町大字大野 7706 番地 1 | し尿・浄化槽汚泥 |
| 4 | 株式会社 三協環境開発 | 武雄市北方町大字志久 815 番地 1 | し尿・浄化槽汚泥 |

◇一般廃棄物処理（収集及び運搬）の新規許可について

市内におけるし尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬については、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものである。よって、し尿・浄化槽汚泥の排出量に著しい変化が無い限り新規の許可は認めない。

（２）中間処理

ア 処理施設の概要

| | | |
|------|-----------------------|--------------------|
| 収集区域 | 旧武雄市、山内町 | 北方町 |
| 施設名 | 武雄市衛生処理センター | 杵東地区環境センター |
| 所在地 | 武雄市武雄町大字富岡 12712 番地 1 | 杵島郡大町町大字福母 1801 番地 |
| 処理能力 | 9 8 kl/日 | 1 0 0 kl/日 |
| 処理方式 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 | 標準脱窒素処理方式 |

イ 搬入内訳

(k l/年)

| 施設名 | 武雄市衛生処理センター | 杵東地区環境センター |
|---------------|-------------|------------|
| し尿 | 1 9, 2 9 6 | 6, 4 2 2 |
| 浄化汚泥（農集汚泥を含む） | 1 8, 7 7 1 | 2, 8 7 4 |

ウ 残渣の量及び処分方法

(t/年)

| 施設名 | 武雄市衛生処理センター | 杵東地区環境センター |
|-------|-------------|------------|
| 汚泥等 | 1, 5 1 6 | 3 0 6 |
| 処分の方法 | 焼却処分 | 焼却処分 |

し尿処理施設から発生する脱水汚泥は、環境リサイクルエネルギー株式会社（長崎県佐世保市干尽町 3 番地 47）で、し尿及び処理施設の清掃に伴う残渣については、ハラサンギョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷 51-2）で、それぞれ焼却処分される。

（３）その他

生活排水が河川に与える影響等、生活排水対策の重要性について、住民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。